

JR東海労ニュース

No.1422

2010年3月26日

JR東海労働組合

またしても不当労働行為が認定される！

JR東海の請求を東京地裁が棄却！

JR東海は、直ちに中労委命令を履行せよ！

平成20年11月26日

中労委から出された命令

中央労働委員会

第一部長 諏訪 康雄 ㊦

主 文

I 初審命令を次のとおり変更する。

- 1 会社は、組合、関西地本及び分会に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役 松本 正之 ㊦

①当社が貴組合新幹線関西地方本部大阪第三車両所分会の組合員である笹田伸治分会書記長が平成17年3月16日の業務指示に従わなかったことを理由として、同月17日及び同月18日の1日半にわたり事情聴取を行うとともに顛末書の提出を求め、同書記長に就業規則の書き写しを命じたこと、②同月22日及び同月23日に、貴組合新幹線関西地方本部大阪第三車両所分会の組合掲示板から、掲出中の下記2点の掲示物を撤去したことは、中央労働委員会において、労働組合法第7条第3号の不当労働行為であると認定されました。

今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

記

- (1) 平成17年3月22日撤去の見出し「いま、JR東海会社で日常的に行われている『パワーハラスメント』って何?!」の掲示物
- (2) 平成17年3月23日撤去の見出し「いま、JR東海会社で日常的に行われている『パワーハラスメント』って何?!」の掲示物

反省しないJR東海・繰り返される犯罪！
3月25日東京地裁は中労委命令を支持し、
大阪台車検査車両所(旧大三両)分会の組合活
動への介入は不当労働行為であると判断！